

030331-FACRL-IA-02

2003年3月31日

FAC No.

[テキスト削除] Esquire

[テキスト削除]

[テキスト削除]

Washington, DC [テキスト削除]

Dear Mr. [テキスト削除]:

この文書は、海外資産管理局（“OFAC”）が [テキスト削除] の企業への我々の [テキスト削除] の書状で記載される解釈（すなわち、イランに再輸出するための米国から [テキスト削除] への計画されている輸出が、イラン取引規則（31 C.F.R. Part 560 (“ITR”）の [§ 560.204](#)）によって禁止されること、並びにその計画された取引が ITR § 560.511 で定められている一般的な輸出許可基準を満たしていないこと）の再考を求める [テキスト削除] の代理として提出されたあなたの [テキスト削除] の書状に回答するものです。択一的にあなたは、あなたの書状の中で記載されている取引を認可する特別な輸出許可を求めています。あなたの [テキスト削除] の書状によると、[テキスト削除] はイランに再輸出するため米国から [テキスト削除] に輸出され、そこで [テキスト削除] は、[テキスト削除] のイランの企業との契約（イランにおいて [テキスト削除] を組立てる契約）のもとに、[テキスト削除]、[テキスト削除] の企業によって製造される [テキスト削除] の機械に連結される。あなたは、あなたの [テキスト削除] の書状で、[テキスト削除] の価額は、[テキスト削除] の費用の [テキスト削除] に相当すると記載しています。

我々の [テキスト削除] の書状の中で記載されているように、[ITR § 560.511](#) は、その中で示されているすべての条件が満たされている場合、一般的な輸出許可によって、§ 560.204 の禁止条項に対する“微量な米国成分”の除外条項を規定しています。§ 560.511 は、米国又はイラン以外の国における外国製の最終製品への実質的な転換又は組込みのための、米国からの又は米国人による（どこに所在しているかを問わない）貨物又は技術の輸出又は提供に適用されます。あなたは、計画された取引が、[テキスト削除] が外国製の最終製品に組み込まれ、かつ、それらの寄与率は de minimis [微小] であるため、ITR § 560.511 で示されている一般的な輸出許可の基準を満たしていると主張しています。

最初に、[テキスト削除] の米国原産成分が de minimis [微小] の要求事項を満たしているか否かに関して、あなたの [テキスト削除] の書状及び [テキスト削除] からの添付の口述書の中で行われている記述から、[テキスト削除] の機械の価額と比較した [テキスト削除] の価額は 10% 未満である可能性があると記載されています。

しかし、あなたの見解は、[テキスト削除] が [テキスト削除] の中の唯一の米国原産成分であると記載しています。ITR § 560.511 の適切な適用は、複合体である製品におけるその他の米国原産の構成部品の存在に関する複数の当事者の理解が必要となります。§ 560.511 (a) (2) (iv) は、商品（ソフトウェアを含む）及び技術の組合せでできている複合体の製品に関係する事案において、その外国製の最終製品に含まれるすべての米国原産の商品（ソフトウェアを含む）及び技術の総額が、外国製の最終製品の総価額の 10% 未満であることを求めています。さらにまた、[テキスト削除] に対する契約上の価額は、[テキスト削除] を含んでいるとして見積られています。外国製の最終製品のみのは価額は提示されていません。従って、我々は、その価額テストが本事案において実際に合致しているか否かを判断することができません。いずれにしても、後述するように、de minimis の要求事項を満たすことは、この取引が § 560.511 のもとに輸出が許可されるか否かの方向を決定することにはなりません。

第2に、あなたは[テキスト削除]が[テキスト削除]の機械に'組み込まれている'と主張しています。あなたは、[テキスト削除]（[テキスト削除]を含む）が、それぞれの機械が一回の輸送で出荷できないにもかかわらず、イランに輸入された単一の統合された機械であると申し立てることにより、この主張を裏付けています。さらに、あなたは、あなたの申請書とともに提出されたそれらの[テキスト削除]の書状の中で、米国商務省産業安全保障局（"BIS"）が、計画された取引に関して、組込み対して同じ結論に達したこと；特定の商品の複数の出荷を単一の通関として取り扱う米国税関局（"税関"）により提起された規則は、組込みの問題に関して"有益なもの"であること；並びに米国関税率表で[テキスト削除]を装置の個別的な部分として分類されること；を記述しています。

我々は、BISがBISの[テキスト削除]の書状の中で、[テキスト削除]が[テキスト削除]に組み込まれていると結論付けているとするあなたの主張に同意できません。その書状では、BISは、輸出管理規則（"EAR"）のde minimis 規則を再輸出取引に適用する際に、問い合わせの米国原産品目が第三国で製造され、その後イランに輸出される製品に組み込まれていると仮定しています。再輸出がEARの対象であるか否かを判断する目的において、何が"組み込まれたもの"に当たるかに関して、ガイダンスはありません。提起された税関規則に関して、OFACは、税関（及び、BIS）とは異なる法令のもとに運用しており、税関（及び、BIS）でいうところの"組込み"の意味は、OFAC管轄の対象となる輸出又は再輸出取引に適用されるものとは異なっています。同じ原則が、品目の関税分類に適用されます。

我々はあなたが提示した情報を評価しました、そして、[テキスト削除]に対する[テキスト削除]の相互連絡は、たとえ、[テキスト削除]がイランに再輸出される前に[テキスト削除]に完全に組立てられることになっていたとしても、§ 560.511の組込み基準の範囲に適合するために必要な米国原産の貨物の組立又は操作の程度には当たらないと結論づけました。

要するに、ここで記載される理由及び我々の[テキスト削除]の書状の中で記載される理由により、[テキスト削除]は [§ 560.511](#)の一般的な輸出許可でいうところにおいて[テキスト削除]に組み込まれていないこと、並びに計画された取引を認可する特別な輸出許可を発行することが現在の米国政府の政策に反する旨の我々の結論を本書面をもって我々は確証します。従って、この結果、あなたの輸出許可請求は拒絶されます。

Sincerely,

R. Richard Newcomb

課長

海外資産管理局